

「関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第六号、第三条、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る電子情報処理組織による手続等を定める件の一部を改正する件（案）」に対する意見募集について

## 1 制定の背景

国税庁では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第 39 条に基づく法人番号に関する届出書等について、オンラインによる提出を可能とすることを予定しており（令和 4 年 1 月目途開始予定）、実施に当たって必要な事項を定める。

## 2 告示案の概要

### (1) 適用となる手続等

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 3 条の規定に基づき、本規則の適用となる手続等として、番号法第 39 条に基づく手続等を規定する。

### (2) 電子計算機の技術的基準

規則第 4 条の規定に基づき、申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準として、行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えていることを規定する。